

学童保育室保育料減免申請書

令和 年 月 日

(宛先) 高 槻 市 長

申請者(保護者)

住 所

氏 名

印

次のとおり保育料の減免を申請します。

ふりがな		学童保育室
入室児童 氏 名	(学年)	
減免を申請 する理由	該当欄に <input checked="" type="checkbox"/> チェックをしてください。 <input type="checkbox"/> 生活保護世帯又は中国残留邦人等自立支援給付受給世帯 <input type="checkbox"/> 当該年度分市民税非課税世帯 <input type="checkbox"/> 前年分所得税非課税世帯 <input type="checkbox"/> 前年分所得税15,000円未満の世帯 <input type="checkbox"/> 2人以上の入室世帯	

----- 下欄は記入しないでください -----
(市処理欄)

減免開始月	令和 年 月 から					
区分及び人数	減額(1人目)		減額(2人目以上)		免除	
保育料(月額)	4,000円	3,000円	4,500円	2,000円	1,500円	0円
延長保育料(月額)	900円	700円	1,000円	450円	350円	0円
保育料(総額)	4,900円	3,700円	5,500円	2,450円	1,850円	0円

令和2年度 学童保育料の減額および免除について

以下の事項をお読みいただき、該当する世帯は、提出書類（申請書・添付書類）をそろえて申請してください。

1 対象世帯と減免規定による減免後の保育料

区分	対象世帯	保育料		延長保育料	
		1人目	2人目	1人目	2人目
A	生活保護法による被保護世帯 又は 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等 及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円	0円	0円
B	当該年度分の市民税非課税世帯（A階層に該当するものを除く。）	0円	0円	0円	0円
C	前年分の所得税非課税世帯（A階層又はB階層に該当するものを除く。）	3,000円	1,500円	700円	350円
D	前年分の所得税課税世帯 （A階層又はB階層に該当するものを除く。）	15,000円未満	4,000円	2,000円	900円
		15,000円以上	6,500円	4,500円	1,500円

2 提出書類

(1) 学童保育室保育料減免申請書

(2) 添付書類 … 区分に応じた添付書類を申請書とあわせて提出してください。（下記参照）

なお、添付書類は、保護者全員分(単身赴任者を含む)と、同居家族のうち働いている方及び前年に収入があった方全員分が必要です。

（ただし、証明書類上で被扶養者と確認できる世帯員分の書類は省略可）

① 区分A ⇒ 「生活保護受給証明書」又は「支援給付受給証明書」。いずれも福祉事務所長の発行するもの。

② 区分B ⇒ 「市・府民税（所得・課税）証明書」（該当年の1月1日時点で住民登録のあった市区町村にて取得可能）

※ 減免の適用月により必要な証明書の年度が異なります。

↳ 「R2年 4月、5月分の保育料」に適用 → 「H31年度」

↳ 「R2年 6月分以降の保育料」に適用 → 「R2年度」（R2年6月1日以降に発行可能です。）

高槻市の場合、23番窓口（税制課）にて発行

* 重要 *

区分Bの場合、4月・5月分保育料に減免が適用されていても、6月分以降の適用には再度手続きが必要となります。
令和2年度も市・府民税が非課税の方は、「減免申請書」と「令和2年度市・府民税（所得・課税）証明書」を必ず提出してください。

再度の申請がされない場合、6月分保育料から減免は適用されません。

平成31年度市・府民税が課税の方も、令和2年度市・府民税が非課税の場合、6月以降に区分Bへ変更できます。（要申請）

③ 区分C・D ⇒ ・「R1年分源泉徴収票(年末調整済みのもの)」又は「R1年分の所得税確定申告書(控(税務署受付印のあるもの))」

※ R1年中に収入の無かった方や就労していても所得税の課税されない方は、「R2年度市府民税申告書コピー（受付印のあるもの）」。（確定申告書は「第一表」及び「第二表」共に提出が必要です。）

・「所得税額の合計が15,000円以上の世帯で、2人以上の児童が入室する世帯」

→ 年上の児童の名前で、減免申請書のみを提出してください。（添付書類不要）

添付書類の提出はコピーで結構ですが、確認のため原本と印鑑をお持ちください。

なお、提出用コピー(感熱紙不可)は申請前に済ませておいてください。（受付会場ではコピー出来ません。）

3 留意事項

(1) 申請締切は、毎月10日です（厳守）。（10日までに受理された申請分につき、当月から減免適用開始）

(2) 証明書類は、発行日から3か月以内のもののみ有効です（申請日時点）。

(3) 申請内容の確認が必要なため、郵送では受け付けません。ただし、4・5月に区分Bの免除を受けていた世帯が世帯構成に変更が無く、令和2年度市・府民税が非課税で6月に再申請する場合のみ、郵送提出可能です。郵送の場合、受付日は消印日（6月10日締切）です。（書類到達の確認が必要な方は、簡易書留等をご利用ください。）

(4) 2人以上の児童が入室の場合は、減免申請書の提出は人数分必要ですが、添付書類は1部で結構です。

(5) 所得税の確定申告を郵送にて行う場合は、「税務署受付印のある確定申告書(控)」の返送について、申告前に所管の税務署にお問合せください。電子申告される場合は、「令和元年度申告書等送信票（兼送付書）」又は「受信通知」と「第一表」、「第二表」の3種類を印刷して提出してください。

(6) 所得税額は、住宅借入金等特別控除前の額等とします。